

社会福祉法人安城市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安城市社会福祉協議会の理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、別表に定められたものをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する。ただし、役員等が安城市の職員又は安城市社会福祉協議会の職員であるときは、支給しない。

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人安城市社会福祉協議会旅費規程による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年に関する会長、副会長、理事、監事及び評議員としての執務時から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

職 名	報酬の額
会長	日額 6,000 円
副会長	日額 5,000 円
理事（会長又は副会長である場合を除く）	日額 5,000 円
監事	日額 5,000 円
評議員	日額 5,000 円
心配ごと相談所運営委員	日額 4,000 円
ボランティアセンター相談員	日額 4,000 円
ボランティアセンター運営委員	日額 4,000 円
地域福祉推進協議会委員	日額 4,000 円
第三者委員	日額 4,000 円
身体障害者更生相談員	日額 4,000 円
知的障害者更生相談員	日額 4,000 円
福祉センター利用推進委員	日額 4,000 円
身体障害者デイサービス事業運営委員	日額 4,000 円
成年後見支援事業運営委員	日額 4,000 円
安城市後見支援センター運営協議会委員	日額 4,000 円
安城市自立支援協議会委員	日額 2,000 円
産業医	月額 33,000 円